

大館市川口地区ほか公共下水道整備事業

募 集 要 項

平成 2 9 年 7 月

秋田県大館市

目 次

1. 募集要項の位置づけ.....	1
2. 事業の目的及び内容.....	1
2-1. 事業の目的.....	1
2-2. 事業名称.....	1
2-3. 管理者の名称.....	1
2-4. 対象施設.....	1
2-5. 事業方式.....	3
2-6. 事業期間.....	3
2-7. 業務範囲.....	4
2-8. 遵守すべき法制度等.....	5
2-9. 本市による事業の実施状況のモニタリング.....	7
3. プロポーザル応募の手続等.....	8
3-1. 募集等のスケジュール.....	8
3-2. 応募者の構成等.....	9
3-3. プロポーザル応募に関する手続き.....	10
3-4. プロポーザル応募に関する留意事項.....	11
3-5. 見積上限価格.....	12
3-6. 担当窓口.....	12
4. 応募者の備えるべき応募資格要件.....	13
4-1. 応募者に必要な資格.....	13
4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い.....	15
4-3. 応募者の制限.....	15
5. プロポーザル応募時の提出書類.....	16
6. 事業者選定方法.....	18
6-1. 応募資格の審査.....	18
6-2. 提案書類の審査.....	18
6-3. 提案価格・基礎審査.....	18
6-4. プロポーザル審査委員会.....	19
6-5. プレゼンテーションの実施.....	19
6-6. 提案内容の審査.....	19
6-7. 最優秀提案者等の選定.....	19
6-8. 優先交渉権者の決定.....	19
6-9. 審査結果の通知及び公表.....	19

7. 本市と事業者の責任分担.....	20
7-1. 基本的考え方.....	20
7-2. 予想されるリスクと責任分担.....	20
8. 契約に関する事項.....	20
8-1. 契約手続き.....	20
8-2. 契約の枠組み.....	20
8-3. 契約保証金.....	21
別紙 1-1 募集要項に関する質問書	22
別紙 1-2 要求水準書に関する質問書	23
別紙 1-3 事業者選定基準に関する質問書	24
別紙 1-4 提出書類作成要領及び様式集に関する質問書	25
別紙 1-5 基本協定書（案）に関する質問書	26
別紙 1-6 業務委託契約書（案）に関する質問書	27
別紙 1-7 工事請負契約書（案）に関する質問書	28
別紙 2 特定建設工事共同企業体取扱要綱	29
別紙 3 設計共同体取扱要綱	41

1. 募集要項の位置づけ

大館市川口地区ほか公共下水道整備事業 募集要項（以下、「募集要項」という。）は、大館市（以下、「本市」という。）が「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」（以下、「本事業」という。）をDB（Design Build）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

なお、募集要項と実施方針に相違がある場合は、募集要項に規定する内容を優先する。

また、以下の文書は募集要項と一体のものである。

- （１）要求水準書
- （２）事業者選定基準
- （３）提出書類作成要領及び様式集
- （４）基本協定書（案）
- （５）業務委託契約書（案）
- （６）工事請負契約書（案）

2. 事業の目的及び内容

2-1. 事業の目的

本市の下水道普及率は全国、秋田県と比較すると低い水準となっている。大館市生活排水処理整備構想の中期計画である10年概成アクションプランを実現させるために、民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に公共事業を実施する手法であるPPP手法を導入し、従来では成し得なかった事業量を早期に達成できるものと考えている。

また、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することを期待するものである。

2-2. 事業名称

大館市川口地区ほか公共下水道整備事業

2-3. 管理者の名称

大館市長 福原 淳嗣（以下、「管理者」という。）

2-4. 対象施設

本事業の対象施設概要を表2-1に示す。また、対象施設の設計条件を表2-2に示す。

表 2-1 施設概要

工種	工種	数量	備考
土木	開削工	15,242 m	
	推進工	870 m	
	立坑工	36 基	

工種	工種	数量	備考
機械・電気	マンホール形式ポンプ場	7 基	

対象世帯数	690 世帯
-------	--------

表 2-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
管 径 工 法 及 び 延 長	開削工法 $\phi 150 \sim \phi 200\text{mm}$ …………… 15,242m
	推進工法 $\phi 250\text{mm}$ …………… 870m
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有 ・ 無) : 耐震設計 (有 ・ 無) マンホール形式ポンプ場 (2 次製品) (7 基),
報 告 書 作 成	有 ・ 無
設 計 協 議	中間打合せ 3 回
施工法等の比較 検 討	(有 ・ 無) b) ④軌道横断 (1 箇所)
耐震計算 (応答 変 位 法)	有 (応答変位法), 無
耐 震 設 計	レベル1地震動 , レベル 1 及び 2 地震動 , 無
設計条件補正	有 () , 無
地盤条件補正	有 () , 無
工 区 数 補 正	1 工区

2-5. 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB方式で実施する。

2-6. 事業期間

本事業の事業期間及びスケジュールは以下のとおりである。

(1) 事業期間

① 設計

契約を締結した日から平成 31 年 3 月 29 日までとする。

(事業者提案により、短縮は可能である。)

② 施工監理及び工事

契約を締結した日から平成 33 年 11 月 30 日までとする。

(事業者提案により、短縮は可能である。)

表 2-3 事業スケジュール

日程	実施事項
H29 年 4 月 24 日	実施方針の公表
H29 年 7 月 14 日	募集要項の公表
H29 年 11 月 15 日～17 日	提案書類の受付
H29 年 11 月下旬	プレゼンテーションの実施
H29 年 12 月上旬	事業者の選定
H29 年 12 月上旬	基本協定の締結
H29 年 12 月～H30 年度末(提案時期)	詳細設計期間
H30 年度(提案時期)～H33 年 11 月末	工事及び施工監理期間

2-7. 業務範囲

本事業の受注者（以下、「事業者」という。）が行う業務範囲は、対象施設の設計・施工監理及び工事であり、その概要は表 2-4 のとおりである。また、対象範囲の路線詳細は貸与する図面等を参照すること。

表 2-4 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	測量調査	実施済みであるが、その他設計施工に必要な部分の測量・地質調査
	地質調査	
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
設計・施工監理	詳細設計	対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、市と協議の上、互いに協力し作成する。
	施工監理	対象施設の施工監理を行う。
工事	土木工事	表 2-1 に示す対象施設の土木工事を行う。
	機械設備工事	表 2-1 に示す対象施設の機械設備工事を行う。
	電気設備工事	表 2-1 に示す対象施設の電気設備工事を行う。
	工事に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、市と協議の上、互いに協力し作成する。
	周辺環境調査対策	建設工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査対策に関する事前及び事後調査

2-8. 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

(1) 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 環境基本法
- ・ 河川法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン
- ・ 電気事業法
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気関係報告規則
- ・ 電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 電気工事士法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 公衆電気通信法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 計量法
- ・ クレーン等安全規則
- ・ クレーン構造規格
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・ 道路法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 建設業法
- ・ 製造物責任法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 危険物の規制に関する政令
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 特定化学物質等障害予防規則
- ・ 秋田県流域下水道接続要綱
- ・ 大館市下水道条例
- ・ 大館市環境保全条例
- ・ 大館市公害防止条例
- ・ 大館市火災予防条例
- ・ 大館市情報公開条例
- ・ 大館市個人情報保護条例
- ・ その他関係する法令、条例、規則等

(2) 基準、仕様等

①共通（全て最新版とする）

- ・ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・ 下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・ 下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・ 水理公式集（土木学会）
- ・ コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・ 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・ 業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・ 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（日本下水道事業団）
- ・ 秋田県土木工事共通仕様書
- ・ 秋田県委託業務共通仕様書
- ・ 秋田県施工管理基準
- ・ 日本工業規格（日本工業標準調査会）
- ・ 日本下水道協会規格（日本下水道協会）
- ・ 土木製図基準（土木学会）
- ・ 秋田県 電気設備工事特記仕様書
- ・ 秋田県 機械設備工事特記仕様書
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）

- ・ 公共測量作業規定・同解説と運用
- ②管路施設工事（全て最新版とする）
 - ・ 下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
 - ・ 下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
 - ・ 下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
 - ・ 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
 - ・ トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
 - ・ 道路技術基準通達集（国土交通省）
 - ・ 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
 - ・ 道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
 - ・ 共同溝設計指針（日本道路協会）
 - ・ 水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
 - ・ 改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
 - ・ 都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（（財）鉄道総合技術研究所）
 - ・ 鉄道構造物等設計標準・同解説（（財）鉄道総合技術研究所）
 - ・ 近接工事設計施工マニュアル（ジェイアール東日本コンサルタンツ(株)）
 - ・ 線路下横断工計画マニュアル（ジェイアール東日本コンサルタンツ(株)）
 - ・ 大館市路面復旧指針
 - ・ その他関係する規格、基準、要領、指針等

2-9. 本市による事業の実施状況のモニタリング

（1）モニタリングの目的

本市は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

（2）モニタリングの時期

本事業のモニタリングは設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。
また、設計・施工の進捗状況について、本市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。なお、本市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

（3）モニタリングの方法

モニタリング方法については、本市が定めた方法に従ってモニタリングを行い、本市は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

（4）モニタリングの結果

本市のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が業務委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、本市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

3. プロポーザル応募の手続等

3-1. 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

表 3-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

時期	内容
平成 29 年 4 月 24 日	実施方針の公表
平成 29 年 4 月 24 日～5 月 1 日	実施方針に関する質問の受付
平成 29 年 5 月 22 日	実施方針に関する質問に対する回答公表
平成 29 年 7 月 14 日	募集要項（契約書(案)、要求水準書、様式集、事業者選定基準等）の公表
平成 29 年 7 月 18 日～7 月 24 日	資料閲覧及び貸出し期間
平成 29 年 7 月 18 日～7 月 24 日	募集要項に関する質問の受付
平成 29 年 7 月 31 日	募集要項に関する質問に対する回答公表
平成 29 年 8 月 7 日～10 日	応募資格審査書類の受付
平成 29 年 8 月 18 日	応募資格審査結果の通知
平成 29 年 11 月 15 日～17 日	提案書類の受付
平成 29 年 11 月下旬	プレゼンテーションの実施
平成 29 年 12 月上旬	事業者の選定
平成 29 年 12 月上旬	基本協定締結
平成 29 年 12 月中旬	業務委託契約締結
平成 30 年度中	工事請負契約締結（提案内容に基づく）

3-2. 応募者の構成等

(1) 応募者の構成

応募者には、工事を行う企業（以下、「建設企業」という。）及び設計・施工監理を行う企業（以下、「設計企業」という。）を含むものとする。

建設企業、設計企業はそれぞれ一企業とすることも、複数の企業の共同とすることも可能とするが、同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることはできない。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

想定する実施体制を以下に示す。

建設企業を JV で実施する場合には、特定建設工事共同企業体取扱要綱（別紙 2）に基づき組成を行うこととし、設計企業を JV で実施する場合には、設計共同体取扱要綱（別紙 3）に基づき組成を行うこととする。

なお代表企業については、建設企業の代表企業をもって応募を行うこと。

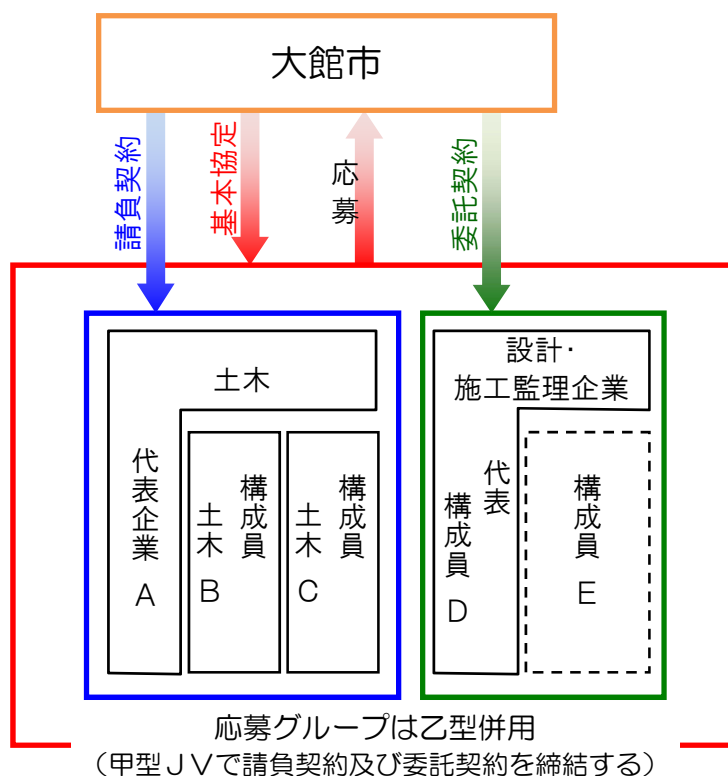


図 3-1 想定事業スキーム

3-3. プロポーザル応募に関する手続き

(1) 募集要項に関する質問の受付・回答

募集要項に関する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成 29 年 7 月 18 日（火）～平成 29 年 7 月 24 日（月）午後 5 時まで
- ② 受付方法：別紙 1-1～1-7「募集要項に関する質問書」に記入のうえ、P. 12 記載の担当へ電子メールでの提出とし、電話等による問い合わせには応じない。
- ③ 回 答：平成 29 年 7 月 31 日（月）に本市ホームページにおいて公表する予定である。

なお、質問への回答は質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

(2) 資料の閲覧及び貸出し

地質調査報告書、基本設計等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。閲覧及び貸出しを希望するものは、事前に P. 12 記載の担当窓口に連絡すること。

- ① 閲覧期間：平成 29 年 7 月 18 日（火）～平成 29 年 7 月 24 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 閲覧場所：P. 12 記載の担当窓口

(3) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：平成 29 年 8 月 7 日（月）～平成 29 年 8 月 10 日（木）までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 提出場所：P. 12 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること
- ④ 提出書類：P. 16 記載の第 5 章（1）①応募資格審査書類

(4) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：平成 29 年 11 月 15 日（水）～平成 29 年 11 月 17 日（金）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 受付場所：P. 12 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：P. 17 記載の第 5 章（2）提案書類

(5) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

- ① 受付期間：平成 29 年 8 月 21 日（月）～平成 29 年 11 月 14 日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ② 受付場所：P. 12 記載の担当窓口
- ③ 提出方法：持参すること。
- ④ 提出書類：P. 16 記載の第 5 章（1）②その他（プロポーザル応募辞退届）

(6) プレゼンテーションの実施

本市は、基礎審査等を通じた応募者に対し、平成 29 年 11 月下旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に 11 月 24 日（金）までに別途通知する。

3-4. プロポーザル応募に関する留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表及び管理者が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、本市に提出された資料は、大館市情報公開条例に基づき、公開することができる。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

(6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

(7) 提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

- ① 募集要項に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出した書類
- ② 事業名及び見積金額のない書類
- ③ 代表企業名、構成企業名及び押印のない又は不明瞭な書類
- ④ 事業名に誤りのある書類
- ⑤ 見積金額の記載が不明瞭な書類
- ⑥ 見積金額を訂正した書類
- ⑦ 一つの応募について同一の者がした二以上の提案を行った書類
- ⑧ 提案書類の受付期間締切までに本市担当窓口到達しなかった書類
- ⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- ⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号) に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類

(9) 必要事項の通知

募集要項等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3-5. 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金 1,491,980,000 円 (消費税及び地方消費税を除く)

工事費 1,393,120,000 円

委託費 98,860,000 円

3-6. 担当窓口

手続きについての本市の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒018-5792

大館市比内町扇田字新大堤下 93 番地 6

大館市役所比内総合支所

建設部下水道課計画整備係

電話 0186-43-7091

電子メール jo.seibi@city.odate.lg.jp

4. 応募者の備えるべき応募資格要件

4-1. 応募者に必要な資格

応募者の構成員の資格要件は次のとおりとし、応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていない者。また、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。直近 1 年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(1) 設計企業に必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 設計企業の代表構成員は、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般-下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定された資格を有するものとし、応募者と、本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- ③ 上記②に掲げるほか、本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- ④ 平成 29・30 年度大館市有資格業者登録名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）において測量及び建設コンサルタント等業務の「土木関係建設コンサルタント業務」のうち「下水道部門」に登録されていること。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該業種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- ⑤ 募集要項の公表日現在、秋田県内に主たる営業所（本社・本店等）又は従たる営業所（支店・営業所等）を有し、当該営業所が有資格業者名簿に登録されていること。
- ⑥ 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定に基づく登録（登録部門は「下水道」に限る。）を受けている者であること。
- ⑦ 秋田県内の地方公共団体から平成 24 年 4 月 1 日から応募資格要件確認基準日までの間において発注した下水道管きょ実施設計業務を元請として完了し、成果品を引渡し済の実績を有すること。

- ⑧ 施工監理時は、次のいずれかの要件を満たす者を管理技術員として配置できること。技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門（選択科目は「下水道」）とするもの、又は総合技術監理部門（選択科目は「上下水道一般-下水道」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 15 条に規定された資格を有するものとし、応募者と、本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。

（2）建設企業に必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下、「法」という。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 平成 24 年 4 月 1 日から応募資格要件確認基準日までの間に、下水道管路の建設実績（元請としての施工実績を有すること。）があること。また、有資格業者登録名簿（建設工事）において土木一式工事の A 級に格付けされていること。

なお、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。

- ④ 募集要項の公表日現在、大館市内に法第 3 条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店等）を有し、当該営業所が有資格業者名簿に登録されていること。
- ⑤ 建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を応募資格審査書類提出手続を行う 1 年 7 ヶ月以内に受審していること。
- ⑥ 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。

なお、応募者と、本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約履行時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

（ア） 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

＊同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。

- a 1 級建設機械施工技士
- b 法第 15 条第 2 号ロ又はハに該当する者
- c 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る。）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る。）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証（土木工事）」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。

⑦ 本工事の施工にあたって、上記⑥に掲げる者のほか、法第 26 条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

4-2. 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間に、4-1. に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該グループを失格とする。

② 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であつた業務について、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を認める。

4-3. 応募者の制限

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

(1) 審査委員会に関する制限

本事業の審査委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者は、参加希望者の代表企業、構成企業にはなれない。

(2) アドバイザリー業務に関与している者に関する制限

本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業にはなることはできない。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。なお、本事業のアドバイザリー業務に係わっている者は以下のとおりである。

・株式会社 日水コン秋田事務所 秋田県秋田市保戸野千代田町 9 番 4 3 号

5. プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

(1) 応募資格審査書類

① 応募資格審査に関する提出書類	
・参加表明書	(様式 1-1)
・資格審査申請書	(様式 1-2)
・設計及び施工監理業務を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式 1-3)
・登録状況	(様式 1-3-1)
・同種業務の実績	(様式 1-3-2)
・配置予定技術者の資格（設計）	(様式 1-3-3)
・配置予定技術者の資格（施工監理）	(様式 1-3-4)
・工事を行う者の応募資格要件に関する書類	(様式 1-4)
・同種工事の施工実績	(様式 1-4-1)
・配置予定技術者の資格	(様式 1-4-2)
・プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	(様式 1-5)
・委任状（代表構成員→代表企業）（構成員→代表企業）	(様式 1-6)
・事業実施体制	(様式 1-7)
・会社概要書及び定款（代表企業、代表構成員、構成員）	(書式自由)
・決算報告書（代表企業、代表構成員、構成員、決算報告書は直近 3 ヶ年）	(書式自由)
・登記簿謄本（代表企業、代表構成員、構成員、直近の履歴事項全部証明書原本）	
・法人税・消費税申告書及び納税証明書（代表企業、代表構成員、構成員、直近 1 ヶ年）	
②その他	
・プロポーザル応募辞退届	(様式 2-1)

(2) 提案書類

①提案書類審査に関する提出書類	
・ 提案書類提出書	(様式 3-1)
・ 見積書	(様式 3-2)
・ 見積金額計算書	(様式 3-3)
②提案書	
・ 設計企業の実績に関する事項	(様式 4-1)
・ 建設企業の実績に関する事項	(様式 4-2)
・ 工事概要に関する事項	(様式 4-3)
・ 工事の確実性に関する事項	(様式 4-4)
・ 近隣住民への対応に関する事項	(様式 4-5)
・ 設計の考え方に関する事項	(様式 4-6)
・ 設計計画平面図	(様式 4-6-1)
・ 流量計算表	(様式 4-6-2)
・ 施工計画に関する事項	(様式 4-7)
・ 工期の確実性に関する事項	(様式 4-8)
・ 性能保証を行うための方策などに関する事項	(様式 4-9)
・ 緊急事態発生時の対応に関する事項	(様式 4-10)
・ 月間あたりの使用電力量(kwh/月)に関する事項	(様式 4-11)
・ ライフサイクルコストに関する事項	(様式 4-12)

6. 事業者選定方法

6-1. 応募資格の審査

(1) 応募資格審査書類の審査

本市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

(2) 応募資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章4-1. 応募者に必要な資格」の各項目 設計企業 第4章4-1.(1) ①～⑧ 建設企業 第4章4-1.(2) ①～⑦

(3) 応募資格審査結果の通知

本市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6-2. 提案書類の確認

本市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6-3. 提案価格・基礎審査

(1) 提案価格審査

本市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。

見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

(2) 基礎審査

本市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。

提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) 本市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6-4. プロポーザル審査委員会

事業者の選定にあたり、大館市川口地区ほか公共下水道整備事業プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要項の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

表 6-1 審査委員会 委員

	氏名	所属名	備考
委員長	森田弘昭	日本大学生産工学部土木工学科 教授	
副委員長	小笠原吉張	東北職業能力開発大学校附属 秋田職業能力開発短期大学校 住居環境科 主幹・教授	
審査委員	田口秀男	秋田県建設部下水道課 課長	
審査委員	飯泉信夫	大館市総務部企画調整課 総合戦略推進室 政策監	
審査委員	佐藤伸雄	大館市産業部農林課 主任	

（敬称略）

6-5. プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6-6. 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、事業者選定基準に示す。

6-7. 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。
また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。
ただし、総合評価点が同点の時は、技術評価点が最も高い応募者を選定する。

6-8. 優先交渉権者の決定

本市は、審査委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

6-9. 審査結果の通知及び公表

本市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、本市ホームページで公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

7. 本市と事業者の責任分担

7-1. 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がそのすべて又は一部を負うこととする。

7-2. 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との責任分担は、業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

8. 契約に関する事項

8-1. 契約手続き

(1) 契約の条件

優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

(2) 契約の解除

優先交渉権者が 4-2 に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、本市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、4-2 ②において、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更、又は構成員の追加を本市が認めた場合は、この限りではない。

8-2. 契約の枠組み

(1) 事業契約の概要

事業者のうち、設計企業は、本事業を遂行するために設計及び施工監理における複数年業務を一括契約として本市と締結する。

詳細設計完成后、提案書類に示す工事額と見積上限価格との率を踏まえた実施設計工事額に対し、建設企業との複数年工事を一括契約として本市と締結する。

(2) 対象者

業務委託契約は、設計企業

工事請負契約は、建設企業

(3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	優先交渉権者決定後 1 週間以内
業務委託契約の締結	平成 29 年 12 月中旬 (予定)
工事請負契約締結	平成 30 年度 (提案による)
履行期限・工期	平成 33 年 11 月末

8-3. 契約保証金

業務委託契約書 (案) 第 4 条及び工事請負契約書 (案) 第 4 条に基づくものとする。

平成 年 月 日

募集要項に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の募集要項について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

No	見出し符号				項目名	内容
	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

平成 年 月 日

要求水準書に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の要求水準書について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

見出し符号					項目名	内容
No	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

事業者選定基準に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の事業者選定基準について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	Eメールアドレス	

見出し符号					項目名	内容
No	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

平成 年 月 日

提出書類作成要領及び様式集に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の提出書類作成要領及び様式集について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

見出し符号					項目名	内容
No	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

平成 年 月 日

基本協定書（案）に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の基本協定書（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

見出し符号					項目名	内容
No	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

平成 年 月 日

業務委託契約書（案）に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の業務委託契約書（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

見出し符号					項目名	内容
No	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

平成 年 月 日

工事請負契約書（案）に関する質問書

「大館市川口地区ほか公共下水道整備事業」の工事請負契約書（案）について以下のとおり質問書を提出します。

提出者情報	提出者名	
	所在地	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	Eメールアドレス	

見出し符号					項目名	内容
No	頁	章	節	項		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 大館市川口地区ほか公共下水道整備事業について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成される共同企業体(以下「特定建設工事共同企業体」という。)に関する取扱については、この要綱の定めるところによる。

(特定建設工事共同企業体の結成要件)

第 2 条 特定建設工事共同企業体の結成にあたっては、以下に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

(1) 結成方法は、自主結成とすること。

(2) 特定建設工事共同企業体の運営形態は、以下のとおりとすること。

ア 原則として、特定建設工事共同企業体を構成する建設企業(以下「構成員」という。)が対等の立場で一体となって施工する共同施工方式とすること。

(3) 構成員数は自由とする。

(4) 構成員の組合せに関する要件及び構成員が満たすべき要件は、以下のとおりとする。

ア すべての構成員が発注工事の工種に対応する有資格業者登録名簿(大館市入札参加資格に関する要綱第 7 条に規定する有資格業者登録名簿をいう。)における登録項目(大館市建設工事入札参加資格審査基準(平成 19 年 4 月 1 日)に基づき大館市資格審査委員会が 2 年ごとに決定する建設工事入札参加資格審査及び等級格付の基準(平成 19 年 4 月 1 日)における登録項目をいう。以下「登録項目(工事種別)」という。)について単体の有資格業者であること。

イ すべての構成員が発注工事と同種の工事について、元請としての施工実績を有する者であること。

ウ すべての構成員が、発注工事若しくは発注工事を構成する建設工事に対応する建設業の許可業種につき、許可を有しての営業年数が 5 年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が 5 年未満であってもこれを同等として取り扱うことができる。

エ すべての構成員が、発注工事若しくは発注工事を構成する建設工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

オ すべての構成員が、発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

カ その他市長が必要と認める要件を満たしていること。

- (5) 構成員の出資比率及び出資金額は自由とする。
- (6) 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表企業」という。）は、建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者とし、構成員において決定された者とする。

（解散の時期）

第3条 特定建設工事共同企業体は、工事を請け負うことができなかった場合においては、当該工事に係る契約が締結された日に解散するものとする。

- 2 特定建設工事共同企業体は、当該工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

（施工体制等の確認）

第4条 特定建設工事共同企業体は、請負契約締結後すみやかに、以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体解散後のかし担保責任に関する覚書（様式第1号）
- (2) その他契約の履行に関し必要とされる書類

（特定建設工事共同企業体の技術者配置）

第5条 特定建設工事共同企業体の工事における監理技術者又は主任技術者の配置については、以下によるものとする。

- (1) 代表企業が、監理技術者を専任で配置する。
- (2) 代表企業以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置する。
- 2 特定建設工事共同企業体が施工上現場技術管理者及び専門技術者を配置しなければならないときは、原則として代表企業がこれを配置するものとする。ただし、代表企業がこれらの者を配置することができないやむを得ない事情がある場合には、他の構成員のいずれかが配置するものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体が工事を施工する場合における現場代理人の配置は、代表企業が行うものとする。

（特定建設工事共同企業体の下請）

第6条 特定建設工事共同企業体の下請については、原則として、これを認めないものとする。

ただし、当該下請部分が、構成員が許可を有する建設業の種類以外の許可業種に属するものであるとき、又は当該下請を認めないことにより当該工事の円滑で効率的な施工に著しく支障をきたすと認められるときは、この限りでない。

(変更等の届出)

第7条 特定建設工事共同企業体は、次の各号に該当した場合は、すみやかに市長に届け出なければならない。

- (1) 構成員が大館市入札参加資格に関する要綱第9条第1項に基づく届出を行ったとき
- (2) 代表企業を変更したとき
- (3) 企業体の名称を変更したとき
- (4) 構成員の一部が脱退したとき又は構成員の一部を除名したとき
- (5) 企業体が解散したとき

2 前項の規定による届出に係る事項については、大館市入札参加資格に関する要綱第9条(変更等の届出)の規定を準用するものとする。

(認定取消及び契約の解除)

第8条 市長は、特定建設工事共同企業体が次のいずれかに該当したときは、当該特定建設工事共同企業体と締結した工事請負契約を解除するものとする。

- (1) 企業体のプロポーザル参加資格について不正の手段により認定を受けたと認められるとき又はこれに協力したと認められるとき
- (2) 前条第5号の企業体の解散の届出があったとき
- (3) 構成員の脱退及び除名その他の理由により企業体として工事の継続施工ができない若しくは著しく困難であると認められるとき

2 市長は、前項の規定により特定建設工事共同企業体の資格認定を取り消したときは、当該取消処分を受けた特定建設工事共同企業体の代表企業若しくは代表企業の代理人に対し、構成員の脱退等に対する措置内容報告書(様式第2号)によりその旨を通知する。

(構成員の責任)

第9条 特定建設工事共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当該特定建設工事共同企業体が負担すべき一切の債務の履行(違約金が発生した場合の違約金支払債務、及び工事にかし(企業体が解散した後に明らかになったものを含む。)があった場合のかし担保責任を含む。)に関し、連帯して責任を負うものとする。

(工事途中での構成員の脱退等に対する措置)

第10条 特定建設工事共同企業体の構成員は、市長及び構成員全員の承認を得なければ、請け負った建設工事を完成するまでは脱退することはできない。

2 特定建設工事共同企業体の構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合における手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体は、当該事実が発生した日から7日以内（大館市の休日を定める条例（平成2年条例第11号）第1条に規定される休日（以下単に「休日」という。）を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に運営委員会により以下のいずれかの決定を行い、市長に対し書面（様式第2号）により通知し、その承認を得なければならない。
 - ア 企業体を解散し契約を解除する。
 - イ 企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工する。
 - ウ 企業体を解散せず当該脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続施工する。
- (2) 企業体を解散すると決定し市長から承認を得た場合においては、市長は、契約解除の手続を行うものとする。この場合に発生する違約金の構成員間の負担割合については運営委員会で決定することとし、当該負担割合に応じて、違約金支払債務につき構成員が連帯して責任を負うものとする。
- (3) 企業体を解散せず残存構成員により工事を継続施工すると決定した場合においては、すみやかに市長の承認を得て工事の継続施工に取りかかるものとする。
- (4) 脱退した構成員に代わる構成員を補充し工事を継続して施工すると決定した場合においては、その旨市長から承認を得たうえで、当該承認を受けた日から14日以内（休日を含む。ただし、期間の末日が休日にあたるときはその翌日までとする。）に新たな構成員の候補者（以下「新構成員候補者」という。）を決定し、新構成員候補者選定報告書（様式第3号）により市長に届け出なければならない。
- (5) 前号の場合における新構成員候補者の選定は、工事途中で脱退した構成員と同等以上の能力を有する者で、特定建設工事共同企業体の構成員が満たすべきものとして、募集要項の公告において大館市が示した要件を満たす者の中から行わなければならない。
- (6) 残存構成員は、前号に基づき新構成員候補者を決定したときは、必要な資料等を提出のうえ、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有する者であるかどうかの審査を受けなければならない。
- (7) 前号の審査の結果、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有していると認められる場合においては、市長は、その旨新構成員選定承認書（様式第4号）により当該特定建設工事共同企業体に対して通知し、当該特定建設工事共同企業体は当該工事を継続して施工するものとする。
- (8) 第6号の審査の結果、当該新構成員候補者が新構成員となるための資格を有していないと認められる場合においては、市長は、その旨新構成員選定非承認書（様式第5号）により当該特定建設工事共同企業体に対して通知し、特定建設工事共同企業体は解散するものとする。
- (9) 前号の場合、市長は、当該工事に係る契約解除の手続を行うものとする。この場合に、

当該特定建設工事共同企業体について発生する違約金支払債務の取扱については、第2号を準用する。

- (10) 市長は、第1号の規定に基づく特定建設工事共同企業体の決定を認めないこととする合理的な理由がある場合においては、当該決定を承認しないことができる。この場合、市長は、特定建設工事共同企業体に対し書面（様式第6号）によりその旨及びその理由を通知するものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、市長及び他の構成員全員の承認を得て当該構成員を除名することができる。この場合、前項各号を準用するものとする。
- 4 特定建設工事共同企業体の構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、第2項各号を準用するものとする。

附 則

1. この要綱は、平成29年7月14日から施行する。
2. この要綱は、大館市川口地区ほか公共下水道整備事業が終了した日をもって効力を失う。

共同企業体解散後のかし担保責任に関する覚書

（共同企業体の名称を記入） 特定建設工事共同企業体が施工する大館市川口地区ほか公共下水道整備事業に関し、企業体解散後においても各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとし、当該かしに係る構成員間の費用の分担、請求手続等については下記のとおりとする。

記

第1条 企業体解散後、構成員が発注者から工事目的物のかしの通知を受けた場合は、当該構成員は速やかに他の構成員に対し、その旨を通知するものとする。

第2条 各構成員は、前条の通知後速やかに協議し、発注者との折衝を担当する構成員等発注者への対応を決定するとともに、かしの存否、状況、原因等に関し、工事目的物の調査等を実施するものとする。

第3条 各構成員は、前条の調査結果に基づき、工事目的物に係るかしの存否及び範囲の確認を行うとともに、発注者との折衝の経緯を踏まえ、かしの修補の要否、修補範囲、修補方法、修補費用予定額及び修補を担当する構成員（以下「修補担当構成員」という。）並びに損害賠償の要否、賠償範囲、賠償予定額及び発注者に対する支払事務を担当する構成員（以下「支払担当構成員」という。）を協議決定するものとする。

2 前項で決定した内容に、重要な変更が見込まれる場合は、修補担当構成員又は支払担当構成員は速やかにその理由を明らかにした文書を作成し、他の構成員に通知するとともに、各構成員は協議の上、所要の変更を行うものとする。

第4条 かしの修補又は損害賠償に関する費用については、特定建設工事共同企業体協定書第8条（本条に基づく協定書を含む。）に定める出資の割合により（又は分担工事の工事額に基づき）、各構成員が負担するものとする。ただし、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、構成員間の協議に基づき、別途各構成員の負担額を決定することができる。

第5条 かし担保責任の履行としてかしの修補を行う場合においては、修補担当構成員は、当該修補完了後他の構成員に対し、前条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

第6条 かし担保責任の履行として損害賠償を行う場合においては、支払担当構成員は、発注者の履行請求に応じ、他の構成員に対し、第4条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

3 支払担当構成員は、前項の他の構成員の負担金と自己の負担金を取りまとめ、一括して発注者へ支払うものとする

第7条 その他この覚書に定めのない事項については、各構成員間で協議の上決定する。

年 月 日

(共同企業体の名称を記入) 特定建設工事共同企業体

代表企業 商号又は名称
代 表 者

印

構成員 商号又は名称
代 表 者

印

構成員の脱退等に対する措置内容報告書

年 月 日

大 館 市 長

様

（共同企業体の名称を記入） 特定建設工事共同企業体

代表企業 代表取締役 印

構成員 代表取締役 印

※ 構成員記載欄は、必要に応じて欄を拡張する。なお、脱退構成員については記載しないこと。

企業体の構成員の脱退等に伴う下記工事の今後の施工に対する措置について、以下のとおり決定しましたので下記のとおり報告します。

記

1. 措置の対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 脱退した構成員の商号又は名称及び脱退理由

- (1) 脱退構成員の商号又は名称：
- (2) 脱退理由：（「廃業」、「破産」、「解散」若しくは「重要な義務の不履行等による除名」等の企業体からの脱退理由を記載する。）

3. 残存構成員の商号又は名称：

4. 決定内容：（「企業体を解散し契約を解除」、「残存構成員による施工の継続」又は「脱退構成員に代わる構成員を補充し施工を継続」のいずれかを記載する。）

※ 大館市使用欄

年 月 日

上記報告に基づく企業体の決定についてこれを承認します。

大館市長

公印

年 月 日

大 館 市 長

様

（共同企業体の名称を記入） 特定建設工事共同企業体

代表企業 代表取締役 印

構成員 代表取締役 印

※ 構成員記載欄は、必要に応じて欄を拡張する。なお、新構成員候補者については記載しないこと。

新構成員候補者選定報告書

構成員の脱退等に伴い、平成 年 月 日付けで脱退構成員に代わる構成員を補充して施工を継続する旨決定し市長の承認を得た下記工事について、次の業者を脱退構成員に代わる構成員の候補者として選定します。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 新構成員候補者

所 在 地：
商号又は名称：
代 表 者 氏 名：

※ 本報告書には、新構成員候補者に係る下記の書類を添付させること。

- ア 建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評定通知書の写し（本報告書提出日以前1年7ヶ月以内のものうち最新のものに限る。）
- イ 上記1の工事と同種又は類似の工事の過去の施工実績に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
- ウ 配置予定技術者に関する資料（本工事の募集要項公告において提出を求めた資料及び添付書類）
- エ その他必要な資料

新構成員選定承認書

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体
代表企業

様

大 館 市 長

平成 年 月 日付けで報告のありました新構成員候補者について、下記のとおり
新構成員として承認します。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 適格と判断した新構成員

所 在 地：

商号又は名称：

代 表 者 氏 名：

新構成員選定非承認書

（共同企業体の名称を記入）特定建設工事共同企業体
代表企業

様

大 館 市 長

平成 年 月 日付けで報告のありました新構成員候補者について、貴企業体の新構成員としての適格性を審査した結果、下記の理由により承認しないこととしたので通知します。

なお、本決定に伴う契約解除手続については、別途通知します。

記

1. 対象となる工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 不適格と判断した新構成員

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

3. 不適格とした理由

※ 不適格とした理由としては、例えば「会社としての過去の同種（類似）工事实績の内容」、「配置予定の主任（監理）技術者の技術者資格」、「配置予定の主任（監理）技術者の同種（類似）工事实績の内容」、「企業体結成に係る基準」等の審査の着目点を具体的に記述すること。

下発第 号
年 月 日

（共同企業体の名称を記入） 特定建設工事共同企業体
代表企業

様

大 館 市 長

構成員の脱退等に対する企業体の措置内容不承認通知書

年 月 日付けをもって報告を受けた構成員の脱退等に伴う措置内容について、下記理由により不承認としましたので、通知します。

記

1. 措置の対象とされた工事

- (1) 工事の名称：（工事番号及び工事の名称を記入）
- (2) 工 期：
- (3) 請負代金額：¥

2. 報告を受けた措置の内容

3. 不承認とした理由

4. その他

（当該不承認により生じる措置請求内容（契約解除等）等を記載する。）

設計共同体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大館市が発注する大館市川口地区ほか公共下水道整備事業について、確実かつ円滑な施行を図るため結成される共同体（以下「設計共同体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設計共同体の運営形態)

第2条 設計共同体の運営形態は、原則として、構成員（設計共同体を構成する建設コンサルタント業者をいう。以下同じ。）が分担して業務を実施する「分担施行方式」とする。

(対象業務)

第3条 市長は、公募型プロポーザル方式により、建設コンサルタント業者の選定及び特定の手続きを行うときは、単体企業に加え、設計共同体の参加を認めるものとする。

(構成員の数)

第4条 構成員の数は、業務ごとに市長が定めるものとする。

(組合せ)

第5条 構成員の組合せは、発注業務に対応する業務の種類及び細別について、大館市建設コンサルタント等有資格業者登録名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録されている単体の建設コンサルタント業者による組合せとする。

(設計共同体の構成員の要件)

第6条 設計共同体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当該業務の実施に当たり、法令等に基づく登録等を受けている必要がある場合は、当該登録等を受けていること。
- (2) 当該業務を構成する業務種別のうち、構成員として担当する分担業務分野につき、元請としての実績を有する者であること。
- (3) 分担業務ごとに必要とされる技術者等を配置することができること。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置することができること。
- (4) 公募型プロポーザル方式により当該業務の委託の相手方たる建設コンサルタント業者を選定及び特定する場合は、公募型プロポーザル方式による建設コンサルタント業者の選定及び特定手続開始の公示（以下「公示」という。）において示す応募資格審査書類

の提出期限の最終日から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていない者。また、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。直近 1 年間に事業税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 前各号に定めるもののほか、業務ごとに市長が定める要件等を満たす者であること。

(出資比率)

第 7 条 設計共同体の出資比率は、構成員ごとの分担業務の価額によるものとする。

(代表者要件)

第 8 条 設計共同体の代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員において決定された者とする。

(結成方法)

第 9 条 設計共同体の結成は、第 6 条の要件を満たす者による自主結成とする。

(存続期間)

第 10 条 設計共同体の存続期間は、当該業務を公募型プロポーザル方式により競争を行わせた結果、大館市が契約を締結することとした設計共同体（以下「契約共同体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約共同体の存続期間は、契約に係る対象業務の完了後 3 月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後であっても、当該業務にかしがあった場合には、各構成員は連帯してその責任を負うものとする。

(変更の届出)

第 11 条 契約共同体は、当該契約期間中に次に掲げる事項に該当した場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 代表者を含む構成員が、次に掲げる事項に該当した場合

ア 個人事業主が死亡したとき。

イ 法人が合併、破産その他の理由により消滅又は解散したとき。

ウ 廃業したとき（一部廃業も含む。）。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の要件を満たさなくなったとき。

オ 合併、分割及び事業譲渡（営業譲渡）に伴う変更があったとき。

カ 営業形態又は法人形態の変更があったとき。

キ 法令上必要な資格について変更が生じたとき（従たる営業所に関して変更が生じた場合を含む。）。

ク 入札参加資格の全部又は一部を辞退するとき。

(2) 代表構成員が次の事項を変更した場合

ア 主たる営業所の所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号

イ 商号又は名称

ウ 法人にあつては代表者の役職名及び氏名、個人にあつてはその者の氏名

エ 従たる営業所（大館市に登録されているものに限る。以下同じ。）の代表者の役職名及び氏名

オ 従たる営業所の名称、所在地又は住所、電話番号及びファクシミリ番号（従たる営業所の新設又は廃止を含む。）

2 前項の規定による届出に係る事項については、大館市入札参加資格に関する要綱第9条（変更等の届出）の規定を準用するものとする。

附 則

1. この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

2. この要綱は、大館市川口地区ほか公共下水道整備事業が終了した日をもって効力を失う。